

仕 様 書

- 1 件 名 : エレベーター等保守点検
- 2 実施場所 : 熊本県熊本市東区東本町15-1 陸上自衛隊 熊本駐屯地
- 3 実施概要

種別	積載量	停止階床数	台数	場所	期 間
1 三菱インバーター制御式 エレベーター(寝台用)	1,000kg	3 停止	1 台	(本館)	4月1日～3月31日
2 三菱油圧間接式 エレベーター(寝台用)	1,000kg	2 停止	1 台	(診療棟)	4月1日～3月31日
3 三菱小荷物専用 昇降機(荷物用)	200kg	3 停止	1 台	(本館)	4月1日～3月31日

4 一般事項

- (1) 本仕様書は、陸上自衛隊熊本駐屯地で実施される「エレベーター等保守点検」に適用する。
- (2) 請負者は保守にあたり、諸法規を遵守し、作業の円滑なる進捗を図るとともに、その運営者は保守にあたり、契約担当官の指示においいて実施する。
- (3) 請負者は保守にあたり、契約担当官の指示においいて、相違、疑義及び不明な点が生じた場合は、契約担当官と協議し、その指示に従う。ただし、請負金額の増減はしない。
- (4) 請負者は保守にあたり、既設部分を損傷した場合は契約担当官に報告し原状に復旧する。
- (5) 本作業で、電気を使用する際は、契約担当官と調整する。なお、使用料は有償とする。
- (6) 病院敷地内は、全面禁煙とする。

5 特記事項

- (1) 保守点検を毎月1回行う。保守日は第2月曜日とする。(休日の際は火曜)
- (2) 建築基準法及び関係法令に基づき、1年以内ごとに1回定期検査を行う。
- (3) 遠隔監視装置の設置、撤去にかかる工事費については請負者が負担する。また、契約終了後は契約前の状態に復旧すること。
- (4) 保守点検中は運転を休止するが、病院の特性上運転を必要とする場合は迅速に対応すること。また、「点検中」等の表示を派遣やすい箇所を設置すること。
- (5) 故障等の場合は、修理復旧のため早急に技術員を派遣すること。(24時間365日)
- (6) 保守点検内容及び消耗品で請負者の負担すべき材料は、次のとおりとする。

箇所	点検内容
機械室	室内環境、各機器、制御盤、巻上電動機、そらせ車、調速機、油圧ポンプ、サイレンサ、バルブ、ファンラジエーター、オイルタンク、その他
かご	かご上、かご戸まわり、かご上ステーション、E型ラッシュワイヤー給油器、非常止装置、ガイドシユ-その他機器
昇降路	昇降路、終点スイッチ着床リレー、配管、配線、継ぎ箱ガイドレール、つり合おもりロープ、調速機、着床リレープレート、移動ケ-ブル、乗場戸まわり、油圧ジャッキその他機器
ピット	ピット、緩衝器、張り車
かご室	かご、意匠、照明、かご内操作盤、かご室乗場位置表示器、乗場押ボタン、外部連絡装置「インターホン」
乗場	専用乗場ボタン、専用操作盤ボタン、鏡、手摺、光電式ドアセンサ、その他停電時自動着床装置(MELD)、地震時管制運転装置(EER)、遠隔監視装置
付加装置	消耗品
	可動・固定コンタクト、抵抗管、ヒューズ、Vベルト、油芯ドアシユ-、照明用ランプ、スターターインジケータ用ランプ、操作盤、乗場押ボタン用ランプ、停電用ランプ、点検用オイル、グリスター用ランプ、ドペーパー、ビス、ナット、ワッシャー、E型ラッシュワイヤーカム、非常電源用BT 4個

※本館非常電源用BT (3.12.24交換) 2年に1回定期交換

工事件名	エレベーター等保守点検	
図面名称	仕様書	
図面番号	2/2	作成月日 令和4年2月4日
自衛隊熊本病院 管理課 営繕班		